

# 海外募集型企画旅行条件書

(お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。)

観光庁長官登録旅行業第2136号 日本旅行業協会正会員

旅行企画・実施

新潟日報みらいリンク 株式会社  
旅行センター

〒950-8535 新潟市中央区万代3丁目-1

新潟日報メディアシップ 14階

☎(025)385-7692

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、新潟日報みらいリンク 株式会社(以下「当社」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という。)を締結することとなります。

(2) 当社お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という。)の提供を受けることが運送により、手配し、旅程管理することを引き継ぎます。

(3) 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」という。)及び、当社旅行予約業務募集型企画旅行契約の部(以下「当社予約約」という。)によります。

## 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1) 当社にて必要事項をお申出のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただけます。当社業務の都合上、専用の書面必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れられます。

また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するといたします。

(2) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認の上申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領したとき、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。

(4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7) 当社は、契約責任者が団体・グループと同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(8) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を前提に期前解除をいたします。この場合、お客様は期前解除のご承諾をされたことに基づき、この状態のことを「空席待ち」といいます。この場合でも当社は申込書の提出及び申込金を同額を預り金として申せられます。(空席待ちの登録は予約完了を保證するものではありません。)ただし、「当社が予約が可能となった旨をお客様よりお客様よりお客様ご自身の登録の解除のお申出があった場合」又は「お客様が預けた期間までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該預り金を全額払い戻しします。

(9) 本項(8)の場合で、空席待ちコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するとします。

## 4. お申込み条件

(1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のたかひなく合理的な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、場合、医師の診断書を提出していただく場合もあります。また、現地空港や観光機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同業者の同行などを条件とさせていただきます。この場合、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(7) 当社は、本項(1)②の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)②はお申込みの日から、(6)はお申出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(8) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要の措置をとらせていただきます。これにかかわる一切の費用はお客様ご負担となります。

(9) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(10) お客様他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社業務に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社にお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の2週間前-7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。)ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払っていただきます。

また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様が署名無くして旅行代金(申込金、追加代金)として表示したものを含みます。や第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定される追加代金及び第14項記載の登録手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申出がない限り、お客様の承諾日となります。

## 7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第15項(1)①のアの「取消料」、第15項(1)②のアの「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の総算上の金額といたします。パンフレットにおける「旅行代金」の計算方法「旅代金」×表示した金額)プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す附加費(乗船の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りある旅行者に一律に課せられるものに限ります。))を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。)
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 航空機へ上る手荷物の運搬料金

おしほスーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はおしほ1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用等級の追加料金を含む航空機の運送手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物荷札に併せて一部含まれない場合があります。)

(7) 現地の手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)

但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

(8) 添乗員同行コースの同行費用

上記費用はお客様のご都合により、一部利用できなくとも原則として払い戻しはいたしません。

(9) 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ

該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収及び返金はいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(9)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項(6)における航空会社の定める手荷物の料率分
- クルーズ中の電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的な消費の諸費用及びこれに伴う税・サービス料
- 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査配料・予防接種料金・渡航手続代料料金等)
- ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
- 運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。(前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます)
- 第8項(4)で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊の税・サービス料金
- 日本国内の空港施設使用料等
- 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の借泊費
- 旅行日程中の空港税等(ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます)

## 10. 追加代金と割引代金

(1) 7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した内容を除きます。)

- お入部屋を使用される場合の追加代金。
- パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額。
- 国内線特別代金プラン
- その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの(ストリートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨「パンフレット」等に記載した場合の追加代金等)

(2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。)

- パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つもの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
- その他パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

## 11. 旅券・査証について

(1) ご旅行に必要とされる旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、特定の旅券を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社にお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくともその責任を負いません。2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途書面による書面記載をご確認ください。

## 12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、旅行の運行計画にない運送サービスの提供その他当社に申し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にお断りすることになりますがその旨は合理的かつ公平な理由及び当該事由と因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しく経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額差し旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 当社は本項(1)の①の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第12項により旅行日程内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃・部屋その他の設備面が劣化したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

ならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃・部屋その他の設備面が劣化したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として11,000円(消費税税込)をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。また、契約上の地位の譲渡、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行契約に同意に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。)

## 15. 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

※取消料対象前の解除であっても申込金等の返金に伴う振込手数料や現金書留の費用はお客様の負担となります。

ア、「本邦出国時」又は帰国時に航空機を利用する旅行(貸切航空機を利用する旅行を除きます。)」の取消料

旅行契約の解除日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	ピーク時以外の日に開始する場合 ピーク時に開始する場合
40日目に降31日目にあたる日までの解除	無料 旅行代金の10%
30日目に降2日目にあたる日までの解除	旅行代金の20%
2日目にあたる日以降の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※ピーク時とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

イ、「貸切航空機を利用する旅行」の取消料

旅行契約の解除日	取消料(お一人様)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	31日目にあたる日までの解除 30日目に降31日目にあたる日までの解除 30日目に降21日目にあたる日までの解除 20日目に降4日目にあたる日までの解除	無料 旅行代金の20% 旅行代金の50% 旅行代金の80%
3日目にあたる日以降の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	

ウ、旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)

1. 日程に含まれるクルーズ中の泊数(当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数(航空機以外の水に係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ期間を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合(2)に掲げる場合を除く))

① 当該期間に対応するクルーズの泊数(航空機以外の水に係る取消料規定の取消料率の2分の1に相当する率以内)

② クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの

③ 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内

2. 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合

旅行代金の100%以内

エ、「日本発着時に船舶を利用する旅行」の取消料

パンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。

オ、「日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行」であって、パンフレット上にクルーズ旅行約款を適用する旨記載があるもの。

パンフレット等明示する当社約款に基づく取消料によります。

(2) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

(3) 旅行代金期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(4) お客様のご都合による発出日よりコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取り消しとみなし、所定の取消料を受けます。

## 16. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① お客様の解除権

ア、お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申出は、お申込み日の営業時間内にお受けします。

イ、お客様は次の項にて該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b. 第15項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れがあるとき。

d. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従って旅行実施が不可能となったとき。

ウ、当社は本項(1)の①および旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でかたえないときは、その差額をお受けします。また本項(1)の①のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

エ、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、本項(1)の①に基づき原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全警備を講じ、お客様が可能な場合は、当該旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行を受ける取消しにならぬときは、所定の取消料を受けます。

オ、お客様のご都合による発出日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消しとみなし、所定の取消料を受けます。

② 当社の解除権

ア、お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ、次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

- c. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
  - e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めるとき。
  - f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたるとし、同日以前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたるとし、同日以前に旅行中止の通知をいたします。
  - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
  - h. 天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊期間等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他お客様の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に從った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
  - i. 上記hの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出されたとき（但し十分に安全措置を講ずることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項1の④の趣きとなります。）
  - j. 上記の一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター機を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許可認可取得ができないことにより運送サービスが中止されるとき。
- ウ、当社は本項1の②のaにより旅行契約を解除したときは、既に取戻している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻いたします。また本項1の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に取戻している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻いたします。

## ② 旅行開始後の解除

- ① お客様の解除・払い戻し
  - ア、お客様のご都合により途中で「離断」された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
  - イ、旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス種別を別項に規定する範囲で解除することができます。
  - ウ、本項2の①のイの場合において、当社は旅行代金および旅行サービスの当該受領するまで、本項2の①の部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該部分に係るお客様の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の代金支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ② 当社の解除・払い戻し
  - ア、旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
    - a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
    - b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
    - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための乗員その他の者による当社の指示への違背その他の事由により、又は同行する他のお客様又は同等者により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
    - d. 天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊期間等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他のお客様の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となるとき。
    - e. 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。
  - イ、解除の効果及び払い戻し
    - 本項②の②のaに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社が旅行代金および、お客様が既に提供を受けている旅行サービスに係る部分の費用を差し引いて当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれらを支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻いたします。
    - ウ、本項②の②のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の②負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ、当社が本項②の②のaの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 17. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、第13項の②(3)の規定により旅行代金を戻したとき又は「第16項の規定によりお客様または当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に払い戻しを受けるべき金額が生じたときは、旅行開始日の前払の払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の戻額又は旅行開始日の解除に係る払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に当該戻額を支払います。
- (2) 本項1の規定は、第20項（当社の責任）又は第22項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動したくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 19. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要とする業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

## 20. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) お客様が次に明示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項1の責任を負いません。
  - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ② 連送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
  - ③ 連送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ④ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - ⑤ 自由行動中の事故
  - ⑥ 食中毒
  - ⑦ 盗難
- ⑧ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞在時間の短縮
- (3) 手荷物の引渡しが生じた本項1)の損害につきましては、本項1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず本項1)の賠償額はお一人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます。）、いたしませんでした。
- (4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程・実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

## 21. 特別補償

- (1) 当社は前項1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2500万円）・後遺障害補償金（2500万円を上限）・入院見舞金（4万円～40万円）及び通院見舞金（2万円～10万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり14万円7千円を上限とします。）を支払います。
- (2) 本項1)にかかわらず、その手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われないうちについては、その旨パンフレットに明示した範囲に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ビッケル、アイゼン、ザルム、ハンマー等の登山用具を使用する場合）、リュージュ、スノボ、スノカダイビング、ハンググライダー搭乗、超極速動力機（モーターハンググライダー）、マイロイドロボット機、ウルトラライト機等）搭乗、ジェットプレーン搭乗その他これらに類する危険な遊中活動の事故によるものであるときは、当社は本項1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種カードその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外物品については、支払補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとなります。

## 22. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申せられます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権業務等を含む募集型企画旅行契約の内容及び趣意を十分に理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様が旅行開始後において、提供書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旅員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

## 23. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途参加料金を収めて当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」とい。）の第21項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアーの参加中に発生した第21項（特別補償）で規定する損害に対しては、同様の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません（但し、当該オプションツアーの予約利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。）。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法に準じます。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用します（但し、当該オプションツアーの利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。）が、それ以外の責任を負いません。

## 24. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし①の②・③で規定する変更を除きます。）、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅客を了日目の翌日から起算して30日以内に当社に支払います。ただし、当該変更について当該第20項1)の規定に基づく責任が発生することが明らかなる場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず「連送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が生じたことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ、戦乱
- エ、官公署の命令
- オ、欠航、不通、スケジュールの変更等
- ウ、連送・運送・休業等連送・宿泊機関等による旅行サービスの提供の中止
- カ、遅延、遅延・スケジュールの変更等当初の旅行計画にちなない運送サービスの提供キ、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
- ②第1項の規定に基づき旅行契約が解除されたときは当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得た金銭による変更補償金、損害賠償金の支払いに替え、これと相対の物品サービスの提供をもつて補償を行うことがあります。

変更補償金の額＝1件につき下記率×旅行代金	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
① パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）への旅行の目的地的滞在時間の短縮	1.0%	2.0%
③ より低い料金のものへの変更（お客様の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合を除く。変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0%	2.0%
⑧ パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類等級	1.0%	2.0%
⑨ ①～⑧に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面に記載した①～⑧と⑨に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面に記載した事項の変更	1.0%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

- 注3：⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。
- 注4：1件とは、運送機関の場合1乗車毎毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
- 注4：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車毎又は1泊毎で複数生じた場合であっても、1乗車毎又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 注5：③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合1泊につき1件として取扱います。
- 注6：④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものを含みます。
- 注7：④運送機関の会社名の変更は、等級又は設備のより高いものへの変更の場合については適用しません。

## 25. 適債契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という。）のカード会員（以下「会員」という。）により「会員の署名なくして旅行代金（取消料等の支払）を受ける」ということ（以下「適債契約」という。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。適債契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（「受託取扱業者により当該取扱がでない契約があります。また取扱可能なカードの種類も受託取扱業者により異なります。）

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日ではありません。
- (2) 申込みの際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 適債契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を受けた時に成立し、当社が e-mail等の電子承諾通知による方法により通知があるときは、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社は提携会社のカードにより所定の口座へ会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」となります。
- (5) 契約解除のお申出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた金額を解除の申出の日あつた日の翌日か起算して7日以内（滅額は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払いができません場合、当社に適債契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金で旅行代金を支払いいただきます。当該 期日までにお支払いいただけない場合は16項1)①アの取消料と同額の違約料を申せけます。

## 26. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。また、「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.anzen.mofa.go.jp/> でもご確認いただけます。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客様さまにはそのご案内ですが、都合によりご案内できない場合もございます。ご出発に際し、お客様ご自身で海外安全ホームページをご確認いただくようお願いいたします。

## 27. 保健衛生について

渡航先の新衛生状況については、

「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」：<http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

## 28. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移住費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

## 29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を yourself で選択することは、お客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお客様のご依頼をお受けできないことがあります。取得した個人情報には「受取充補償」に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応いたします。
- (2) 当社は、前項より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様のお申込いただいた旅行においてお客様のサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きを必要範囲内で利用し、お客様よりお申込みいただいたパンフレットに記載された「連送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子の方法等で送付することにより」提供いたします。その他、当社は、1. 当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、2. 旅行参加費のご意見やご感想の提供のお願い、3. アンケートのお願い、4. 特典サービスの提供、5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。
- (3) 当社は、旅行添乗業務、空港等でのあつせんサービス業務等において、本項1)より取得した個人情報を取扱う業務に、または全部を他社へ委託することがあります。この場合は当該委託先企業が当社より取り戻し、取消料等の契約を交した上で個人情報保護を預託いたします。
- (4) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様との連絡に不可欠な最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、お営業案内、お客様の申込みの簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用させていただきますことがあります。
- (5) 当社は、旅行先でのお客様のお買ひ物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者による個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申出下さい。

## 30. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

## 31. その他

- (1) お客様が個人のご案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による手荷物失失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかするため土産物店のご案内がありますが、買ひ物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換・返品等のお手伝いはいたしません。免税控戻が受けられる場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご利用いただきます。お客様の所持する「手続書」等をご確認下さい。お客様は、ご自身で「お買ひ物」についてください。ワンストップ契約や国内諸法により日本へ再帰込が禁じられている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3) 当社はほかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (4) ども代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空座席及び客室に合わせたベッドを専用して使用しない方に適用します。
- (5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット等に記載している発空港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。帰着後帰着の日に、または、日程表等で案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散帰着の時刻までとなります。
- (6) 日本国内の空港等から、本項⑤の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なう必要があります。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第20項1)及び第24項1)の責任を負いません。
- (8) 当社所定の申込書にごお客様のローワー氏名をご記入の際は、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行停止、関税・検閲・保安検査等により、ご搭乗ができません。この場合、当社は、お客様の交換の場合作準して、第14項のお客様の交換手続料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したご場合もあります。この場合は第16項の当社所定の取消料をいただきます。

この旅行条件等は 2026年 4月1日の基準に基づきます。